

破産裁判所または破産管財人から破産者にあてた郵便物等の取扱について

昭和30年10月27日民事甲第338号高等裁判所長官、地方裁判所長あて民事局長通知

標記について、郵政省郵務局長から別紙のとおり依頼がありましたが、当局としても依頼の趣旨のように取り扱うのが相当であると考えますから、よろしくお取り計らい下さい。

別紙
郵業第三四九号
昭和三十年十月二十四日

郵政省郵務局長

最高裁判所事務総局民事局長殿

破産裁判所または破産管財人から破産者にあてた郵便物等の取扱について

破産裁判所または破産管財人から破産者にあてた郵便物の配達を円滑にするため、つぎのとおり取扱を一定するようよろしくお取り計らい願います。

記

- 一 破産裁判所が、破産法第百九十条第一項の規定により郵便局に対し破産者にあてた郵便物を破産管財人に配達すべき旨を囑託する場合には、「破産裁判所または破産管財人から破産者にあてて差し出された郵便物を除く。」旨を囑託書に明記すること。
- 二 破産裁判所または破産管財人から破産者にあてて差し出す郵便物には、その表面（なるべく左側下部）に「〇〇地方裁判所破産部」もしくは「〇〇地方裁判所第〇部（破産部）」または「破産管財人〇〇」と、差出人が破産裁判所または破産管財人であることを明記すること。
- 三 更生裁判所が会社更生法第百七十五条第一項の規定により会社にあてた郵便物を管財人に配達すべき旨を囑託する場合も、右に準ずること。